

香川県感染症予防計画（概要版）

計画のポイント

- <改定の趣旨> 新型コロナへの対応を踏まえ、令和4年12月に改正された感染症法により、次の感染症危機に備えるため、改定
- ①保健・医療提供体制に関する記載事項を充実させ、有事に備えて、平時からの対策を行う
 - ②医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、人材の養成、保健所の体制整備などについて、数値目標を設定

数値目標

病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄（医療措置協定）
検査体制、宿泊施設確保居室数（検査等措置協定）、研修・訓練の回数、保健所における人員確保数、IHEAT要員の確保数

基本的な考え方

「平時」からの対策

「有事」の対応（新興感染症の発生・まん延時）

1. 感染症の特性やフェーズに応じた準備

- 「新興感染症」（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）の発生を想定した対応
- 新興感染症に備えた研修・訓練の実施
- 県民への感染症にかかる普及啓発
- 連携協議会において、予防計画等について協議

- 全庁的な対策会議を設置し、総合的な対策を推進
- 知事は、必要に応じて、市町長及び関係機関に対して総合調整を行う
- 感染症の発生、患者等の死亡に伴って行われる情報提供等に当たっては、患者のプライバシーに十分留意するとともに、様々な広報媒体を活用

2. 病原体等の調査研究や検査

- 環境保健研究センターの検査能力の向上
- 民間検査機関や医療機関との協定締結 **数値目標**

- 環境保健研究センターによる検査の実施
- 協定に基づく、民間検査機関又は医療機関での検査の実施

3. 有事を想定した医療・療養体制の整備

- 医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護）との協定締結
- 医療機関の機能・役割に応じた協定締結 **数値目標**
- 宿泊事業者との協定の締結 **数値目標**
- 消防機関等と連携して移送に係る役割分担の協議

- 協定に基づく、医療機関による医療の提供
- 協定に基づく、宿泊施設の運営
- 消防機関等と連携しての移送の実施
- 健康観察や生活支援等の療養環境の整備

4. 保健所の計画的な体制整備

- 感染拡大時を想定した人材確保
- 外部応援体制の整備（IHEAT要員の確保や研修） **数値目標**

- 有事の際の体制への切り替え
- 業務の外部委託や応援職員の受入れ

5. 人材の養成及び資質の向上

- 新興感染症に備えての研修・訓練の実施 **数値目標**
- 感染症に関する研修会等への保健所職員等の計画的な参加

- 感染症に関する研修・訓練を通じた知識等の共有

6. 各施設における対応力の向上

- 施設内感染に関する情報や研究の成果の情報を他の施設に情報提供
- 協定締結した医療機関と連携し、必要に応じて感染対策の助言

- ゾーニングなどの適切な施設内感染対策の実施

7. 予防接種による発生・まん延防止

- 予防接種に関する正しい知識の普及
- 円滑な接種が可能となるよう実施体制を整備

- 予防接種法に基づく円滑な予防接種の実施

香川県感染症予防計画（概要版）

計画の位置付け、根拠法令

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第10条
- ・「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（基本指針）」

改正理由

- ・感染症法の改正
- ・国の基本指針の改正

計画の期間

- ・令和6年4月1日から令和12年3月31日まで
（医療提供体制の確保等については3年ごと、全ての事項について6年ごとに再検討）

保健医療圏

- ・全県単位（三次保健医療圏）

計画の概要

項目	概要
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none">・事前対応型の感染症対策の体制を構築する。新 ・連携協議会において、予防計画に基づく取組み状況を毎年報告し、進捗確認を行う。新 ・高松市の予防計画は、県の予防計画に即して策定するため、相互に連携を図る。
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症では、実施体制の整備等を進め、適切に予防接種が行われるよう努める。変 ・感染症の発生状況に関する情報について、積極的にデジタル技術を活用し、迅速かつ的確に収集・分析し、感染症発生動向調査体制の整備を図る。・感染症の症状や感染力、予防対策等感染症に関する正しい知識の普及啓発に努める。・緊急時の対応を円滑に実施できるよう、その内容の確認、必要な訓練等に努める。

新 : 新規項目

変 : 変更項目

香川県感染症予防計画（概要版）

項目	概要
<p>第3 感染症のまん延防止のための施策に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症発生動向調査を活用するとともに、積極的疫学調査などを行い、感染症の発生動向の正確な把握に努める。 変 ・ 感染症の発生、患者等の死亡に伴って行われる情報提供等に当たっては、患者等のプライバシーの確保に十分留意するとともに、様々な広報媒体を活用して、感染症の特徴、発生動向、予防対策等を正確に周知する。 新 ・ 新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の公表に関し、必要があると認めるときは、市町長に対し、必要な協力を求める。
<p>第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新 ・ 国又は他の都道府県に対する発生届及び積極的疫学調査に関する情報の報告等を電磁的方法により行うよう努める。 変 ・ 情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、保健所及び環境保健研究センター等が県の関係主管部局と連携を図りつつ、計画的に取り組むよう努める。
<p>第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新 ・ 新興感染症発生初期において検査を担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備整備、検査試薬等の物品の確保等を行い、自らの試験検査機能の向上に努める。 新 ・ 新興感染症のまん延時に備え、民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行う。
<p>第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変 ・ 従来からの第一種・第二種感染症指定医療機関、結核指定医療機関等の整備を図る。 新 ・ 新興感染症が発生した際に、速やかに外来診療、入院等の医療が提供できるよう、法に基づき締結する医療措置協定により、医療提供体制などの迅速な確保を図る。

香川県感染症予防計画（概要版）

項目	概要
<p>第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 患者の発生した関係市町及び消防機関に対して、感染症の発生に関する情報等を迅速かつ適切に連絡するなど緊密な連携に努める。 新 消防機関等と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の体制及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、役割分担の協議を行う。
<p>第8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新 新興感染症の発生・まん延に備えて、法に基づく医療措置協定や検査等措置協定を締結すること等により、平時から、流行時に対応できる体制を確保する。 新 「確保病床数」、「発熱外来医療機関数」、「検査の実施能力」、「宿泊施設確保居室数」などについて数値目標を設定する。
<p>第9 宿泊施設の確保に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新 新興感染症が発生した場合に、宿泊施設の体制を整備できるよう、民間宿泊事業者等と宿泊療養の実施に関する検査等措置協定を締結することで、平時から宿泊施設の確保を行う。
<p>第10 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新 医療関係団体や民間事業者への委託等や市町の協力を活用しつつ外出自粛対象者の健康観察の体制を確保する。 新 外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、市町の協力や民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行う。
<p>第11 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新 知事は、感染症の発生及びまん延を防止するため必要がある場合、市町長及び関係機関に対して総合調整を行う。 新 県は、確保した病床に円滑に患者が入院できるようにするため、保健所や医療機関、高齢者施設等との連携強化を図り、高松市に対する総合調整権限や指示権限を適切に行使しながら、円滑な入院調整体制の構築、実施を図る。

香川県感染症予防計画（概要版）

項目	概要
第12 感染症に関する啓発及び知識の啓発並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の作成、研修会の開催等による情報提供等により、感染症の特徴と予防対策、患者等への差別や偏見の排除などについての正しい知識の普及啓発を図る。 ・患者情報の流失防止のため、関係職員に対する研修等を行うなど、行政及び医療機関等における患者情報の保護に関する意識の向上に努める。
第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する研修会等への保健所職員等の計画的な参加に努める。 新 ・IHEAT要員の確保や研修などを通じて、IHEAT要員による支援体制を確保する。
第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 新 ・感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、保健所における人員体制や設備等を整備する。
第15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国及び他の地方公共団体との連絡体制の確保を含む。）に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、必要な措置を定め、医師その他の医療従事者等に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策を講じる。 ・医師からの届出に基づき必要と認められる場合には、速やかに関係市町に必要な情報を提供するとともに、必要な対応を図るよう要請する。
第16 その他重要事項	<ul style="list-style-type: none"> 変 ・その他、災害防疫、動物由来感染症対策、外国人への対応、薬剤耐性の対策などを定める。